

別表第1（第2条関係）

1号認定を受けた児童の保育料

階層区分	定 義	利用者負担
第1	生活保護世帯	0
第2	町民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	2,500円
第3	町民税所得割課税額 77,100円以下	11,800円
第4	町民税所得割課税額 211,200円以下	14,400円
第5	町民税所得割課税額 211,201円以上	16,800円

備考

- 1 同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（以下「3年生までの子ども」という。）がいる場合における特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の3年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の2分の1の額（100円未満切り捨て）とし、当該支給認定子どもが同一世帯の3年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者以外の者である場合は0円とする。
- 2 同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の2分の1の額（100円未満切り捨て）とし、当該支給認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合は0円とする。
 - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園に入園していること。
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
 - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
 - (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
 - (6) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所していること。
- 3 この表の「3歳以上児」及び「3歳未満児」の年齢区分は、当該年度の初日の前日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）における満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。
- 4 この表の「町民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項

第1号に規定する市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号の規定する税を含む。）をいう。

- 5 この表の「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 6 児童の属する世帯が次の各号に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
- (1) 「母子世帯等」母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯」保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

別表第1（第2条関係）

1号認定を受けた児童の保育料

階層区分	利用者負担
第2	0
第3	1,500円